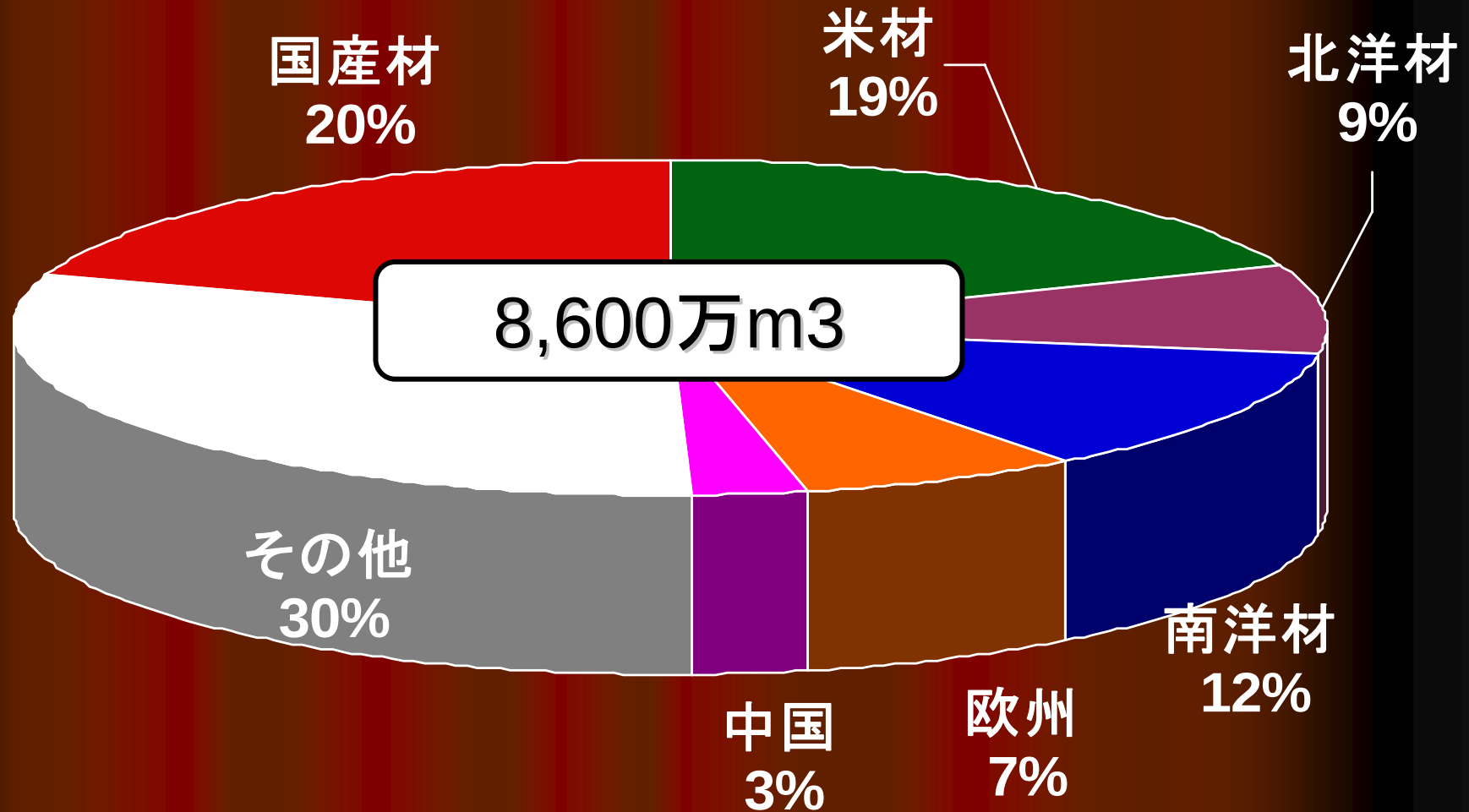


違法伐採問題取組を巡る動向と 日本の取組の意義

2007年6月

林野庁木材貿易対策室

日本の木材需要



HS44類。(紙、家具を含まない)

2005, 丸太換算値。財務省「貿易統計」

違法伐採とは . . .

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが複雑な背景。

- 英国とインドネシアの共同研究（1999年）によると、インドネシアにおける伐採の約50%が違法。ロシアにおいては、20%が違法と環境NGOが指摘。
- 違法伐採とは、一般に、
 - ・森林計画等の伐採量、指定樹種・径級、指定手法を守らない伐採、
 - ・所有権・伐採権がない森林を伐採するいわゆる盗伐、
 - ・国立公園・保護地域等を定めた法令を守らない伐採、伐採した木材の用途指定等を守らない伐採等
- また、企業による経済犯罪的に行われるものから、住民が自家消費のために行うもの（伝統的な森林利用権）など様々。
- 各国、環境NGOによっては、伐採企業等の労働安全、税務、投資上の問題点等まで含めた解釈が行われるなど、統一的な定義はない。

（参考） 全米林産物製紙協会（AF&PA）のレポート （2004年11月）

- ・違法伐採の木材製品は、世界の木材流通価格を7～16%も押し下げている

違法伐採の影響

- 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- 正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

国際的な議論の経過

G 8 サミット

- 1998年 バーミンガム・サミット；違法伐採を含む5分野の「G 8 森林行動プログラム」の承認
- 2000年 九州沖縄サミット；首脳声明で「違法伐採に対処する最善の方法について検討する」
- 2002年 カナナスキス・サミット；「G 8 森林行動プログラム」報告書が公表
- 2003年 エビアン・サミット；議長総括「違法伐採問題に取り組むための国際的な努力を強化する」
- 2004年 シーアイランド・サミット；「持続可能な開発のための科学技術（3 R 行動計画）」に「アジア森林パートナーシップ等を通じての違法伐採対策の推進」
- 2005年 グレンイーグルズ・サミット；G 8 環境・開発大臣会合の「政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動への取組」に合意。小泉首相から「我が国の気候変動イニシアティブ」を発表。
- 2006年 サンクトペテルブルグ・サミット；違法伐採への取組を再確認

森林法の施行とガバナンスに関する閣僚会合（F L E G）

- 2001年 9月 東アジア閣僚会合（バリ、インドネシア）
- 2003年 10月 アフリカ閣僚会合（ブラザビル、コンゴ）
- 2005年 11月 欧州・北アジア閣僚会合（サンクトペテルスブルグ、ロシア）

国際的な取組の推進

政府調達制度

- ・ 日本、英国、オランダ等欧州諸国で政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品とする措置を導入。
- ・ 我が国においては、2006年4月からグリーン購入法を活用して、政府調達制度を導入。
- ・ 違法伐採木材、木材製品を使用しないという業界団体の自主的な行動規範に基づいた企業認定と自主的な証明による合法性の確保が基本。
- ・ 国産材と輸入材の両方について同様の証明を要求。

途上国支援

- ・ 我が国は、日・インドネシア違法伐採対策協力に関する行動計画に基づいて、インドネシアの合法性証明のための取組等に支援。
- ・ 国際熱帯木材機関（I T T O）やアジア森林パートナーシップ（A F P）を通じて、熱帯木材生産国の違法伐採対策に支援。

違法伐採木材、木材製品の貿易からの排除

- ・ E U が、E U - F L E G T（森林法の施行、ガバナンス及び貿易）行動計画に基づいて、主要生産国と自主的貿易協力協定（V P A）の交渉開始。
- ・ 第三国経由の貿易の取扱い、W T O 協定との整合性、合法性証明の基準、指標等について、さらに検討が必要。

我が国の基本姿勢と主な取組

「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、違法伐採問題の重要性を一貫して主張。

- ・ 2003年6月に署名した日本とインドネシア2国間の違法伐採協力に関する行動計画に基づき、衛星データを活用した伐採状況把握、2次元バーコードを活用した木材履歴追跡システムの技術開発に関する協力を実施。
- ・ 2002年に発足したアジア森林パートナーシップ（AFP）、東アジア、アフリカ、欧州・北アジア各地域における「森林法の施行とガバナンス閣僚会合（FLEG）」等に積極的に参加、貢献。
- ・ 国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、合法木材・認証木材の普及・啓蒙、貿易データの不整合の分析・調査等違法伐採対策に貢献できるプロジェクト等を支援。
- ・ 木材関係団体、環境NGO等と協力し、違法伐採対策の重要性を啓蒙するとともに、木材関係団体は違法伐採木材を扱わないという自主的行動規範を策定。また、2006年4月からグリーン購入法を活用して政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針（閣議決定;2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

判断の基準：

合法性が証明された木材、木材製品

環境省/大正、2000年2月/

- 環境物品リスト

配慮事項：

持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品

対象となる木材、木材製品

- 紙、紙製品
- 家具
- 事務用品
- ベッドフレーム
- 建設資材（丸太，製材品，合板，集成材，繊維板，パーティクルボード等）

ガイドライン

- 合法性、持続可能性の定義

- 合法性： 森林関係法令上、合法的に伐採されたものであること
- 持続可能性： 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

- 証明の方法

- 森林認証とCOC認証
- 企業団体による自主的行動規範に基づく企業認定
- それぞれの企業による自主的な証明

- 検証と評価

今後の課題

- どのように、ガイドラインの合法性、持続可能性の基準と指標を改善を図っていくか
- どのように、証明方法の透明性を向上させるか
- どのように、国産材と輸入材の公平な取扱いを確保するか
- どのように、この取組の民間市場への拡大を図るか
- どのように、環境にやさしい木材、木材製品の利用拡大を実現するか

このため、森林所有者、産業界、消費者、環境NGO、学識経験者の方々との検討を継続しています。

ご静聴ありがとうございました

私たちは、この取組を通じて、違法伐採の撲滅と、適正な手続きを経て生産される木材、木材製品が環境にやさしい資材であることの理解を深めたいと考えています。